

議案第61号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月22日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号及び第6号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第6条の4第2号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

第10条中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「第13条第6号」を「第13条第7号」に、「第13条第5号」を「第13条第6号」に、「第15条の4第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第13条第4号」を「第13条第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に、「第13条第3号」を「第13条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援（第13条第3号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に関するこ

と。

第12条の3第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第3号中「第10条第8号」を「第10条第9号」に改め、同条第4号中「第10条第9号」を「第10条第10号」に改め、同条第5号中「第10条第11号及び第12号」を「第10条第12号及び第13号」に改める。

第12条の4第1項中「及び第15条の4第1項」を削り、「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

第13条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅訪問型児童発達支援に関すること。

第15条第1号中「第3号」を「第4号」に改める。

第17条中「第5条第26項」を「第5条第28項」に改める。

第22条の16第1号中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

第26条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。

第37条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 就労定着支援に関すること。

第46条第3号中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、中央療育センター等において居宅訪問型児童発達支援を行うこととすること、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、社会復帰訓練所等において就労定着支援を行うこととすること等のため、この条例を制定するものである。